

農作業安全対策について

平成31年1月28日（月）

農林水産省

～主要内容～

- 平成29年農作業死亡事故の概要
- 都道府県の実施状況
- 平成30年秋の農作業安全確認運動の実施報告
- 農作業事故情報の提供状況
- 平成31年春の農作業安全確認運動の実施方針
- 平成30年度農作業安全総合対策推進事業
- 平成31年度農作業安全総合対策推進事業

農作業事故発生状況

農業就業人口が減少し高齢農業者の割合が増加する中で、平成29年の農作業事故死亡者数は304人と前年に比べて8人減少。

しかしながら、農業就業人口当たりの農作業事故死亡者数は増加傾向にあり、そのうち80歳以上が4割近くを占める。

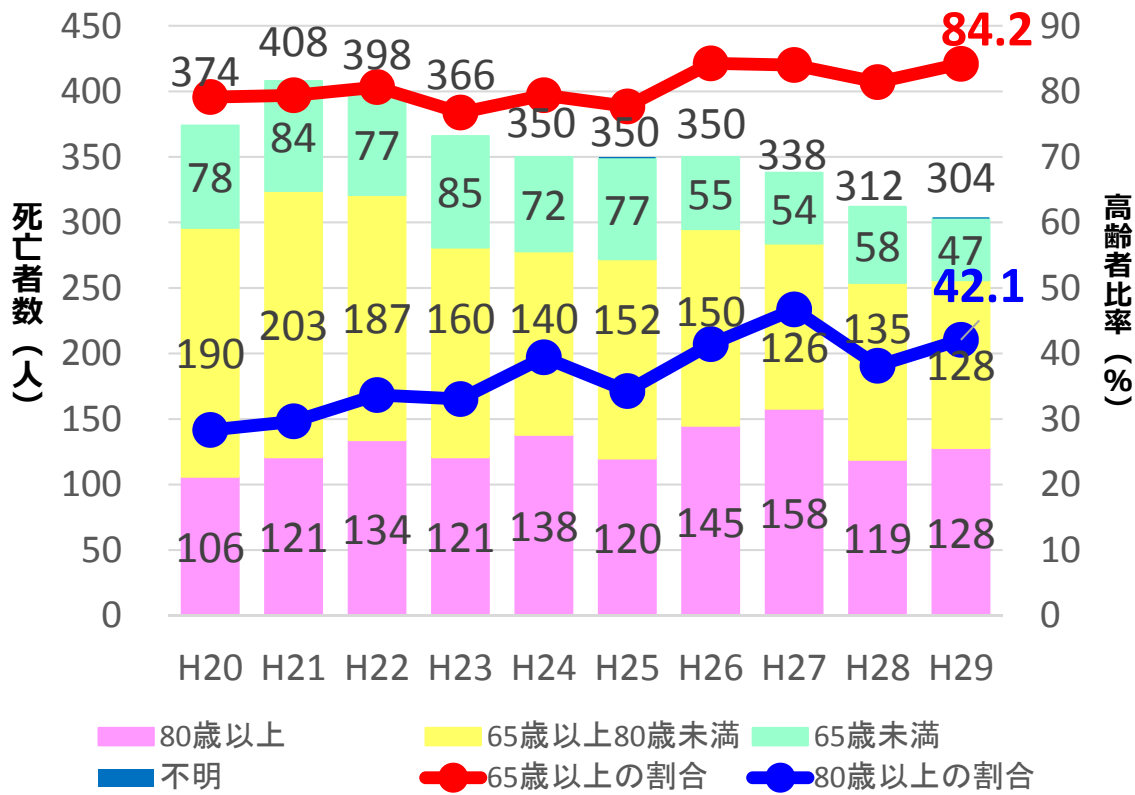
「食料・農業・農村基本計画」(抜粋) (平成27年3月)

効果的な農作業安全対策の推進

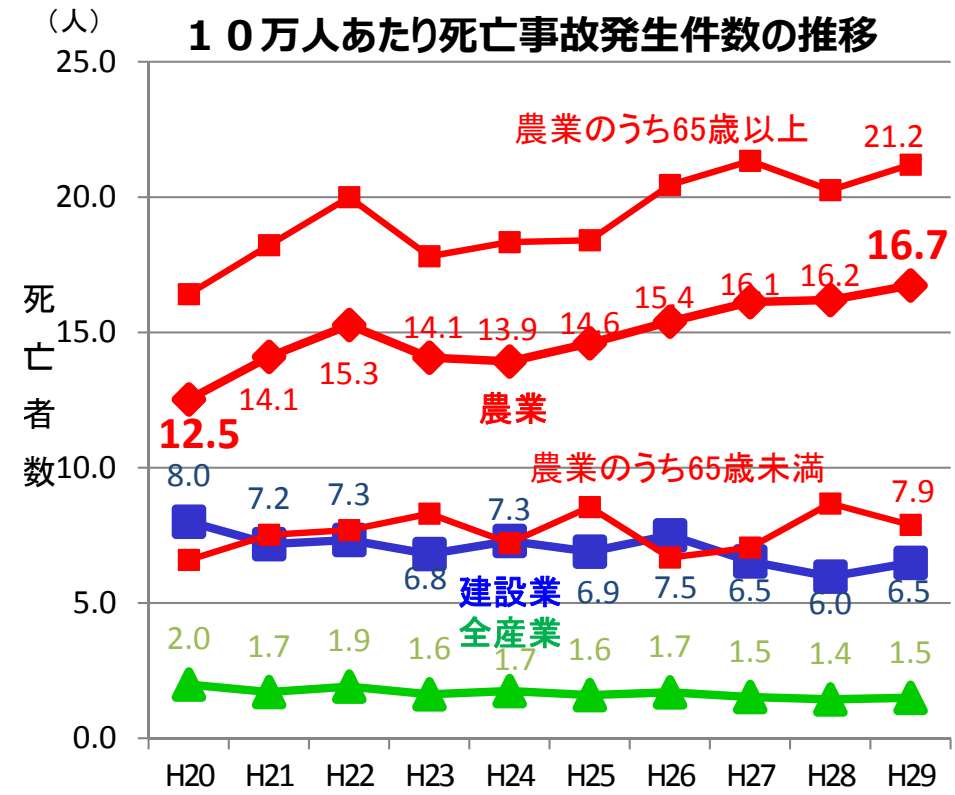
農作業事故防止のため、事故の調査、分析から危険要因の洗い出しを行うリスクアセスメント手法の導入、研修体制や意識啓発活動の手法の見直し、安全性の高い農業機械の開発と普及など、より実効性のある農作業安全対策を推進するとともに、労災保険制度の周知と加入促進等に取り組む。

(政策目標) 農作業事故による死亡者数を減少 350人 (H25年) → 298人 (H30年)

農作業死亡事故の発生状況



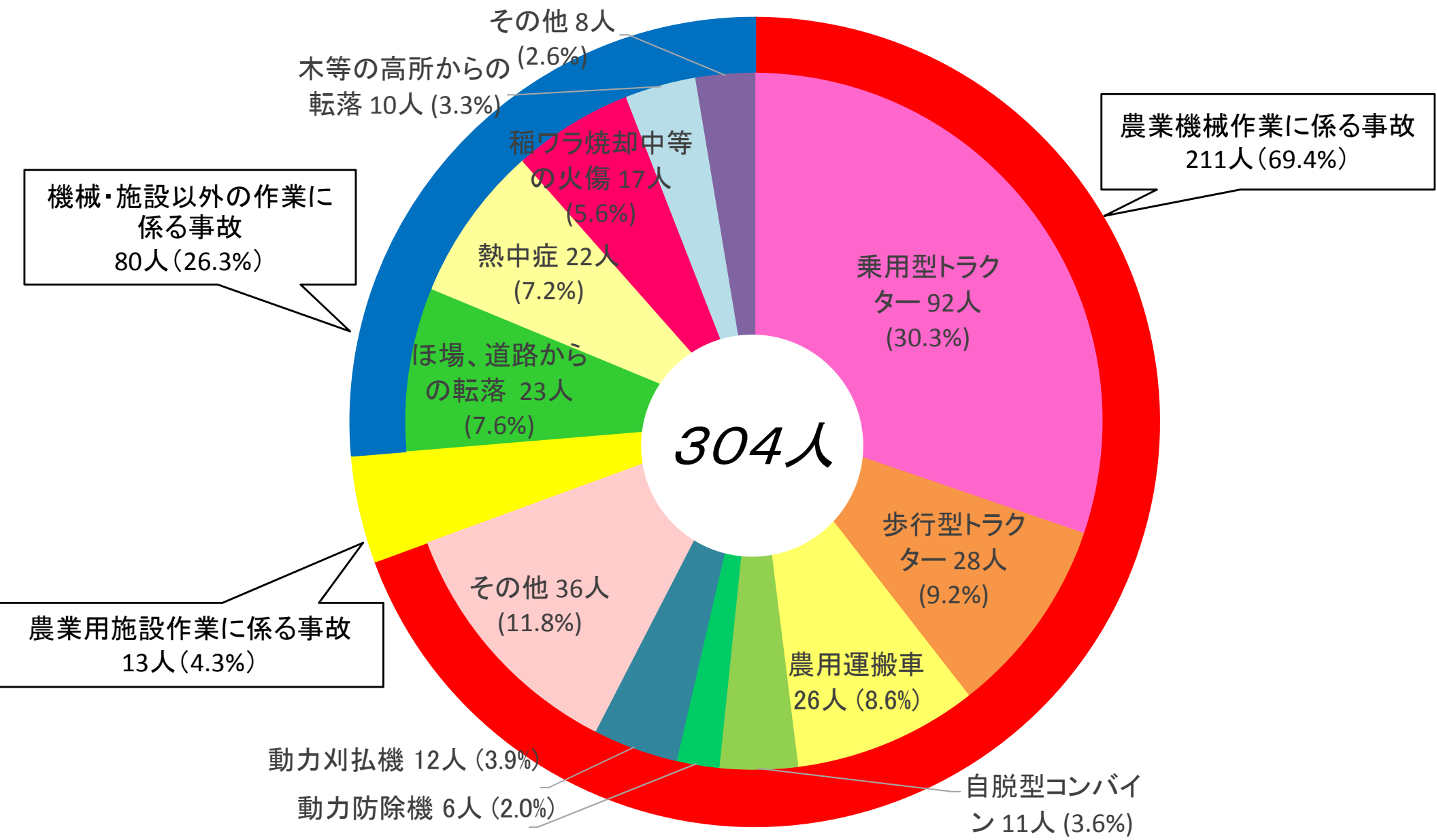
10万人あたり死亡事故発生件数の推移



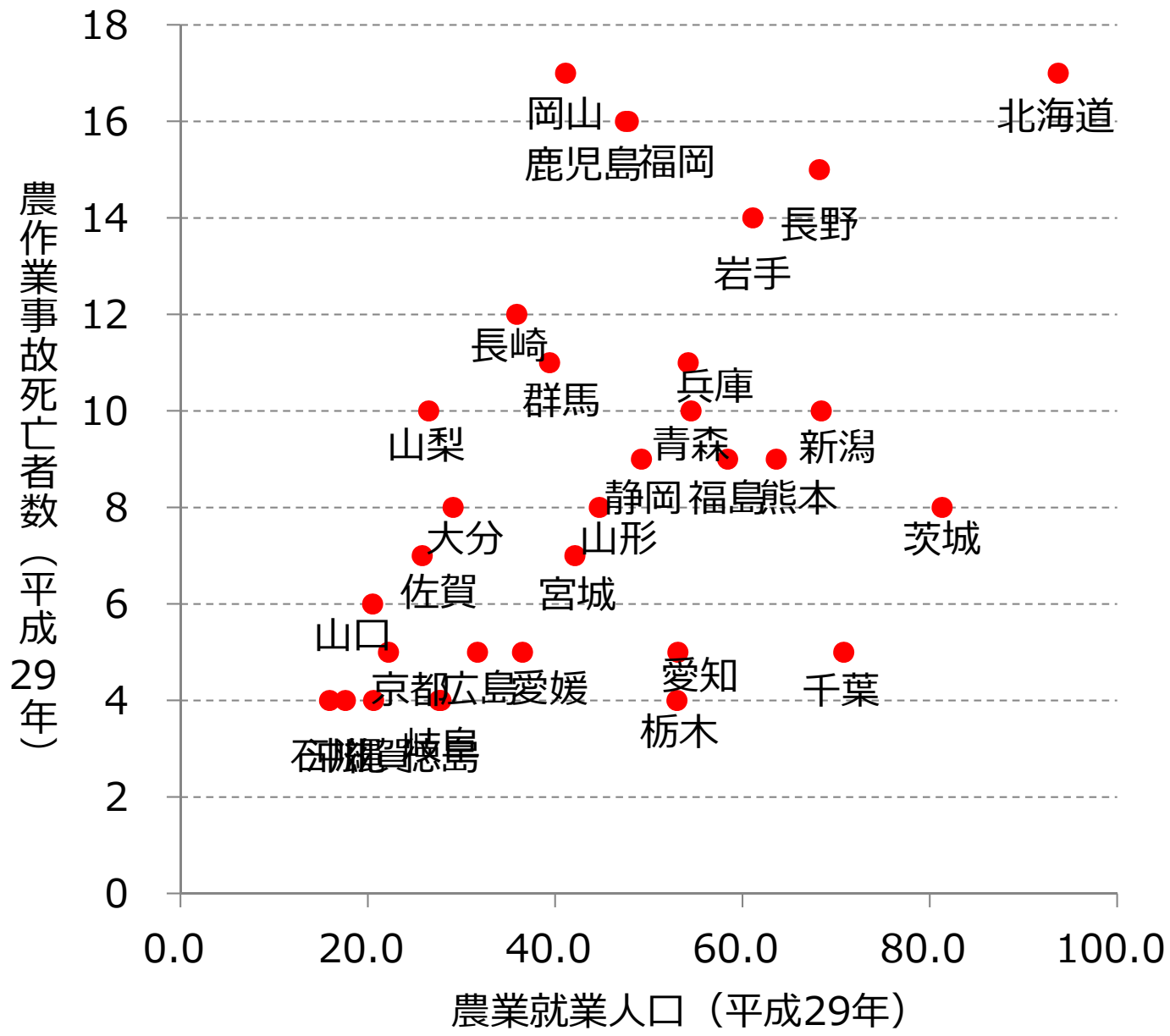
死亡者数 農作業死亡事故調査 (農水省)、死亡災害報告 (厚労省)
就業人口 農林業センサス、農業構造動態調査 (農水省)、労働力調査 (総務省)

農作業死亡事故の内訳

要因別の死亡事故発生状況(平成29年)



平成29年農作業死亡事故の概要 ～都道府県別の農業就業人口との関係～



（参考）農業就業人口当たりの農作業事故死亡者数が多い道府県

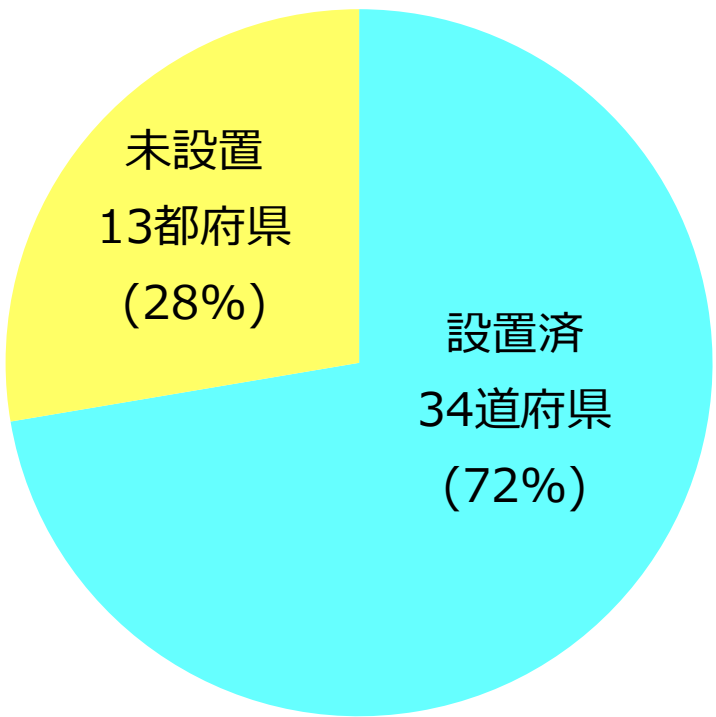
道府県名	1万人当たり死亡者数
岡山県	4.14人
山梨県	3.77人
鹿児島県	3.37人
福岡県	3.35人
長崎県	3.34人

都道府県における取組状況（１）

農作業安全のための指針※の記載内容に関する都道府県の対応状況について確認（平成30年9月時点）

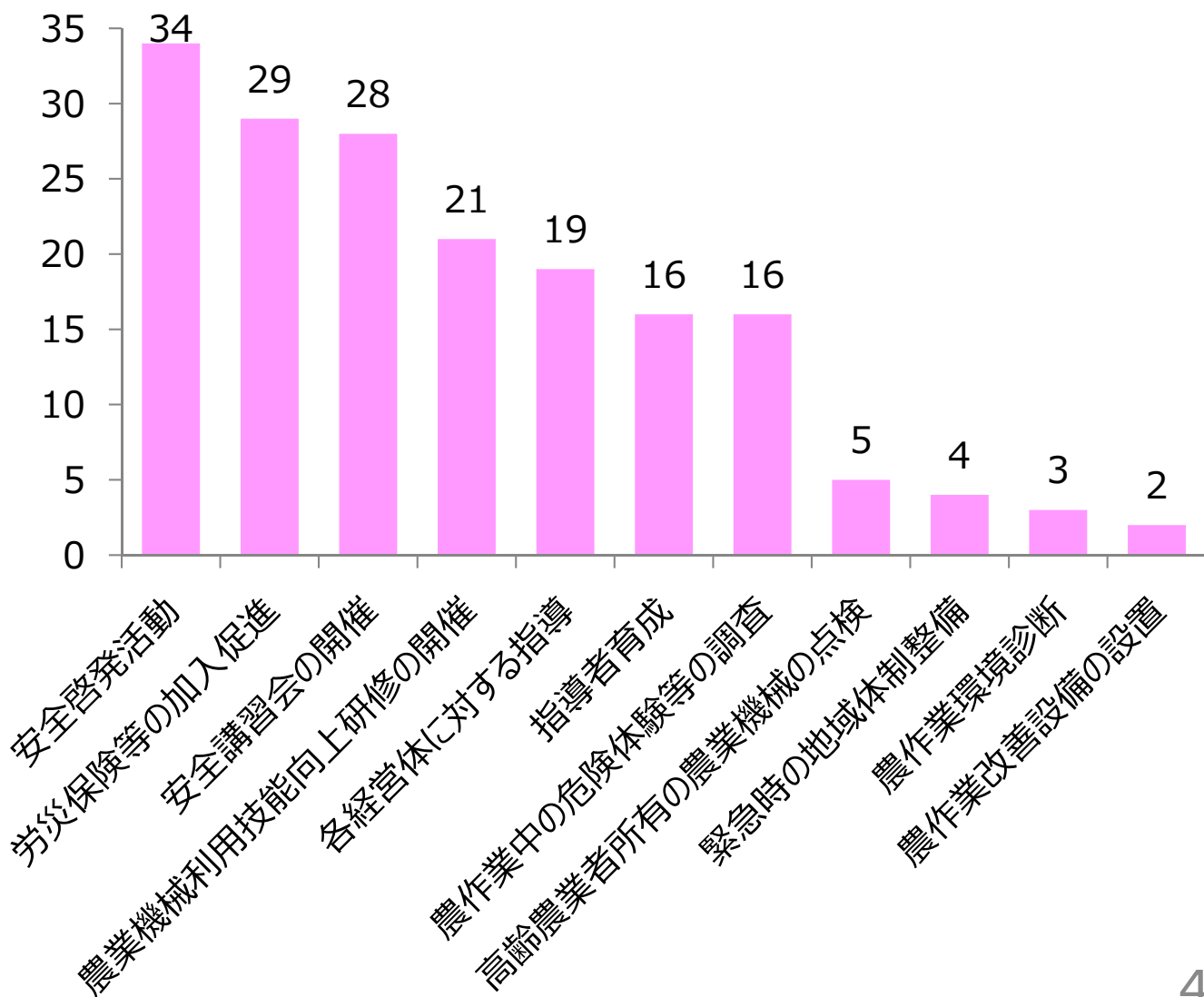
※平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知（一部改正：平成30年1月19日）

＜都道府県段階協議会の設置状況＞



（上記指針の一部改正等を踏まえ、昨年度以降、青森県・群馬県において新たに協議会を設置）

＜協議会における取組内容＞



都道府県における取組状況（２）

○農作業事故情報の収集について

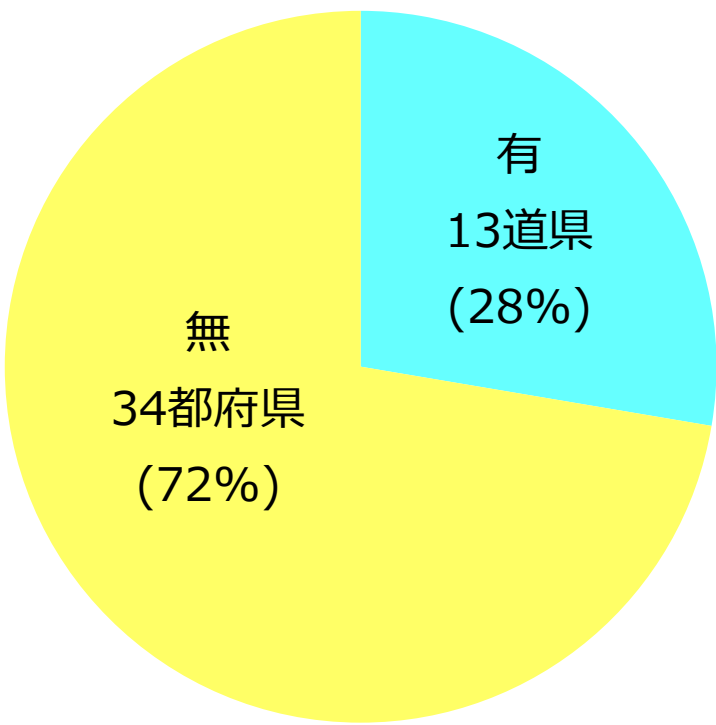
<情報収集の枠組み>

- ・ 情報源
報道、市町村、ＪＡ、農業共済組合、その他協議会構成員、警察、消防、農業者
- ・ 調査・様式入力を行うのは、県出先機関や市町村が中心

【独自の取組】

- ・ 全農業集落に対し、ハガキによるアンケート調査を実施
- ・ 農作業安全推進員（農協職員等）を委嘱し、その方が依頼に基づき現地調査を実施
- ・ 多面的機能支払交付金の対象活動に係る事故情報について、所管部局から提供を受けて調査を実施

<警察・消防との連携の有無>

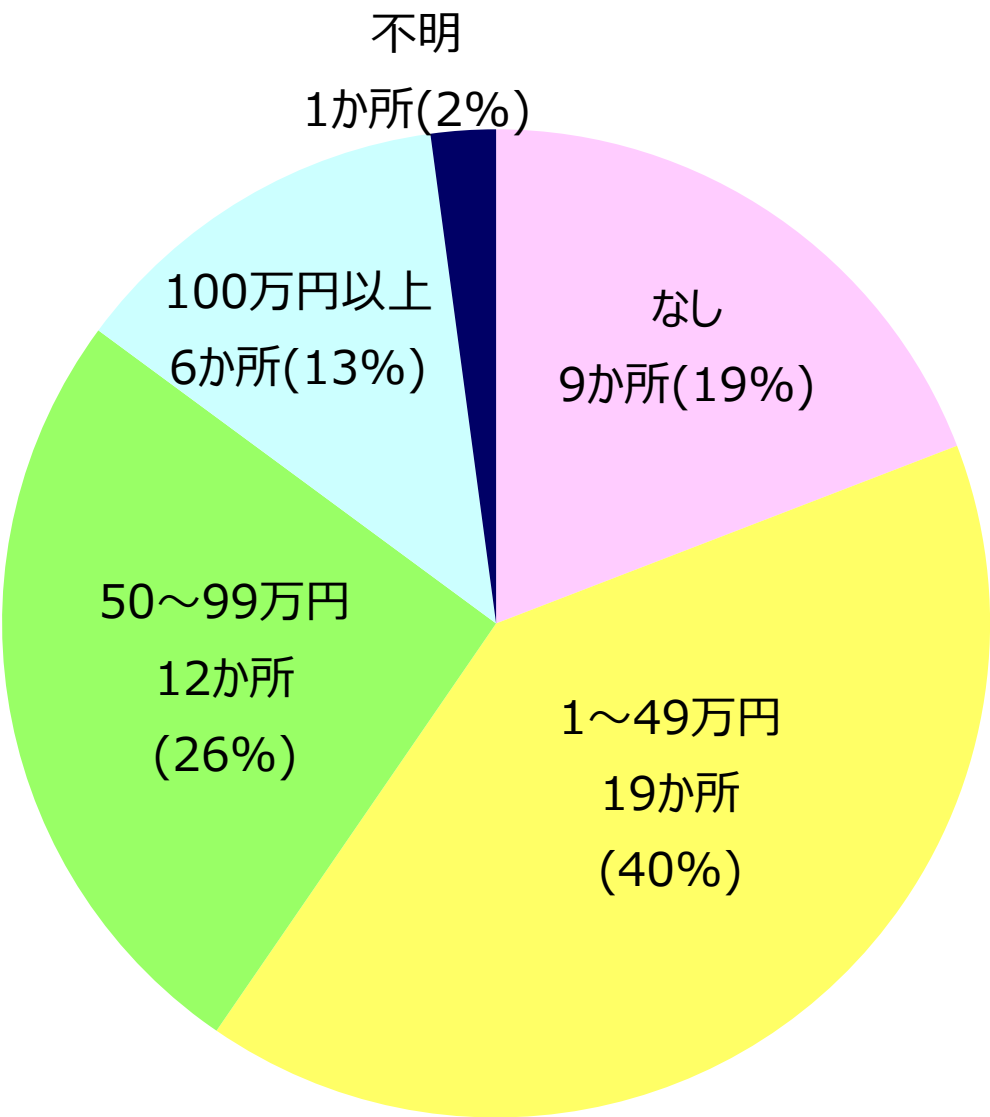


・有には、警察・消防のいずれかのみとの連携も含まれる。
・連携の濃淡は様々と思われる。

都道府県における取組状況（3）

○農作業安全関連事業について

＜県単独予算(平成30年度)の規模※＞



※農業大学校での研修や農業機械士の認定等の経費については、上記予算に含めている所と含めていない所があると思われる。

＜主な事業内容＞

- ・啓発資材の作成・配布
- ・ラジオ等の媒体を活用した広報
- ・推進会議や研修会の開催
- ・農作業事故の詳細調査
- ・農作業安全モデル地区の設置

取組状況を踏まえ、引き続き以下の点を中心に都道府県と意見交換

- 関係機関・団体が連携し、農作業安全対策の推進を図る場の設置
- 農作業事故情報の継続的な収集体制の確立
- 農作業安全関連事業の取組内容

平成30年秋の農作業安全確認運動の取組状況（1）

- 参画団体：743団体
- 研修・講習の実施回数：1,118回
- 研修会・講習会等での啓発による延べ人数：約45万人
- 農作業安全ポスターの啓発効果

- 1 非常に良い 29
- 2 良い 635
- 3 良くない 23
- 4 非常に良くない 1

概ね高評価であったが、A4サイズのチラシの方が農業者に啓発しやすい等の意見があった。

- 農作業安全ポスターのデザイン

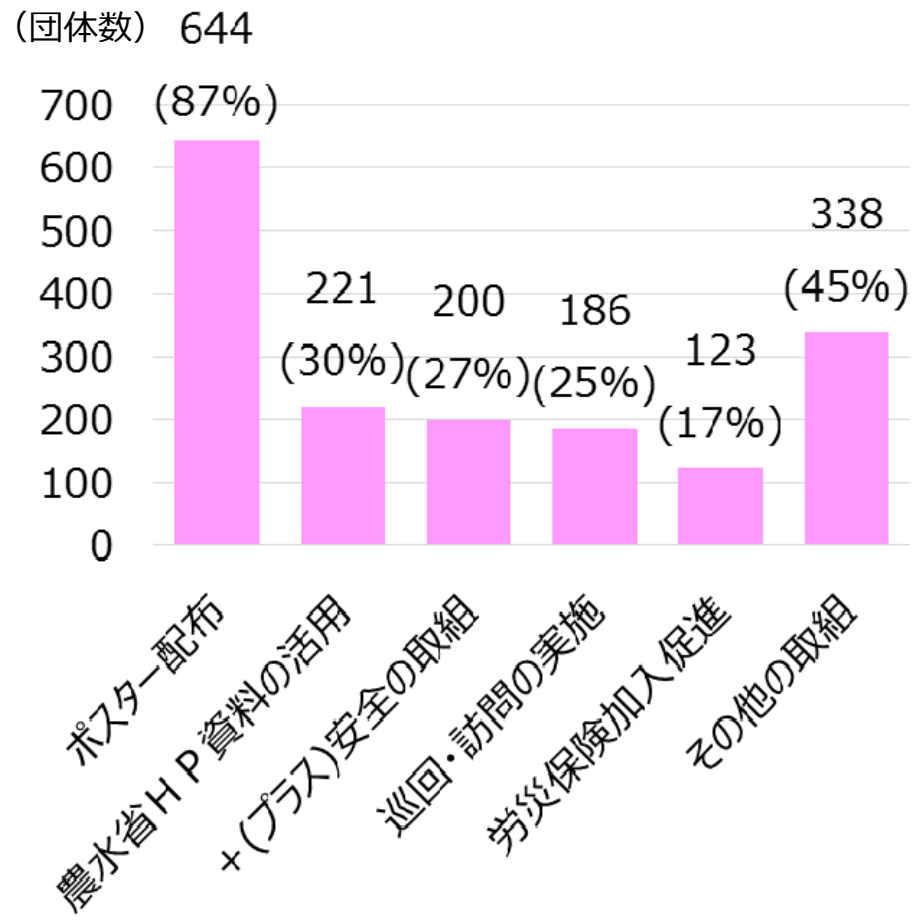
- 1 非常に良い 56
- 2 良い 618
- 3 良くない 18
- 4 非常に良くない 1

デザインがシンプルでわかりやすい等の高評価が多かった。



平成30年秋の農作業安全ポスター

＜参画団体の取組＞



⇒啓発効果の高いポスターデザインの採用のため、本年もポスターコンテストについて積極的な周知を！

平成30年秋の農作業安全確認運動の取組状況（2）

<鳥取県>

「私たちの安全宣言（※）」を作成して組織内で周知、実践（ヘルメットの着用等）。
※農作業従事者に、従事する作業内容または作業環境（機械）等について、特に注意すべきリスクや改善策等を提示し、農業者自身が確認・選択し、その実行を宣言してもらう取組。



田井宮農組合

私たちの農作業安全宣言

私たちは、特に次の点に注意して農作業を行うことを宣言します。

- ☐ トラクターで道路を走行するときは、安全ブームの設置、シートベルトの装着を必ず行う。
- ☐ 農作業時には、ツナギと帽子を着用する。
- ☐ トラクターの運転席を離れるときはエンジンを切る。
- ☐ トラクターで道を走る前、圃場から上がる前にはロータリーを停止していることを確認する。
- ☐ コンバインの草を取る作業の時には必ずエンジンを切る。
- ☐
- ☐
- ☐

平成30年8月

「農作業 今日も一日 NO事故デー」

第4回鳥取県農作業安全確認コンクール最優秀作品

中部地域農作業安全・農機具盗難防止協議会

<千葉県>

認定農業者や新規就農者に対して啓発資料の配布や市農政課来庁農家に対し啓発を実施。



<三重県>

昨年度に農作業事故が起きた地域で、農作業安全研修会を開き、農業者への啓発を実施。



実施にあたっては、普及センター職員、農機メーカー、JAが連携し、栽培講習会とセットで開催。

平成30年秋の農作業安全確認運動の取組状況（3）

<宮城県>

全農宮城県本部、JA中央会、日本農業機械工業会と連携し、JA担い手営農支援フェスタ2018in宮城（通称 農機具ビッグフェア）において農作業安全に係るブースを設け、啓発活動を実施。労災特別加入制度に係る案内を行うとともに啓発資料を1500部配布。



<長崎県>

高齢者が主体となる会議等の場で呼びかけ。チェックシートも配布し、自己チェックを推進。



（県北振興局）

別事業の研修等で、農作業安全についての呼びかけを実施。



（南島原市）

農作業事故情報の報告状況（平成30年発生分）（1）

※事故情報の収集、分析体制については23ページを参考
※分析機関(農研機構農業技術革新工学研究センター)へ直接報告されたものを除く。

＜平成31年 1月11日までに農林水産省に報告があったもの＞

報告件数	154件 (前年同期:237件)
うち 都道府県からの報告	89件 (前年同期:160件)
〃 農業機械メーカーからの報告	22件 (前年同期:31件)
〃 両方からの報告(都道府県、メーカー)	1件
〃 農政局県拠点等からの新聞情報	42件

昨年に比べ、都道府県から報告が大幅に減少
⇒ブロック会議等の機会を捉え、事故情報の分析の重要性等について説明
⇒担当職員の異動による取組停滞を防ぐため、年度初めに改めて依頼

これらは、都道府県等から報告のない情報
⇒まだまだ深掘りできる事故情報があるはず

【参考】報告がゼロだった都道府県（分析機関への協力道県等を除く。）
山形県、栃木県、東京都、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県

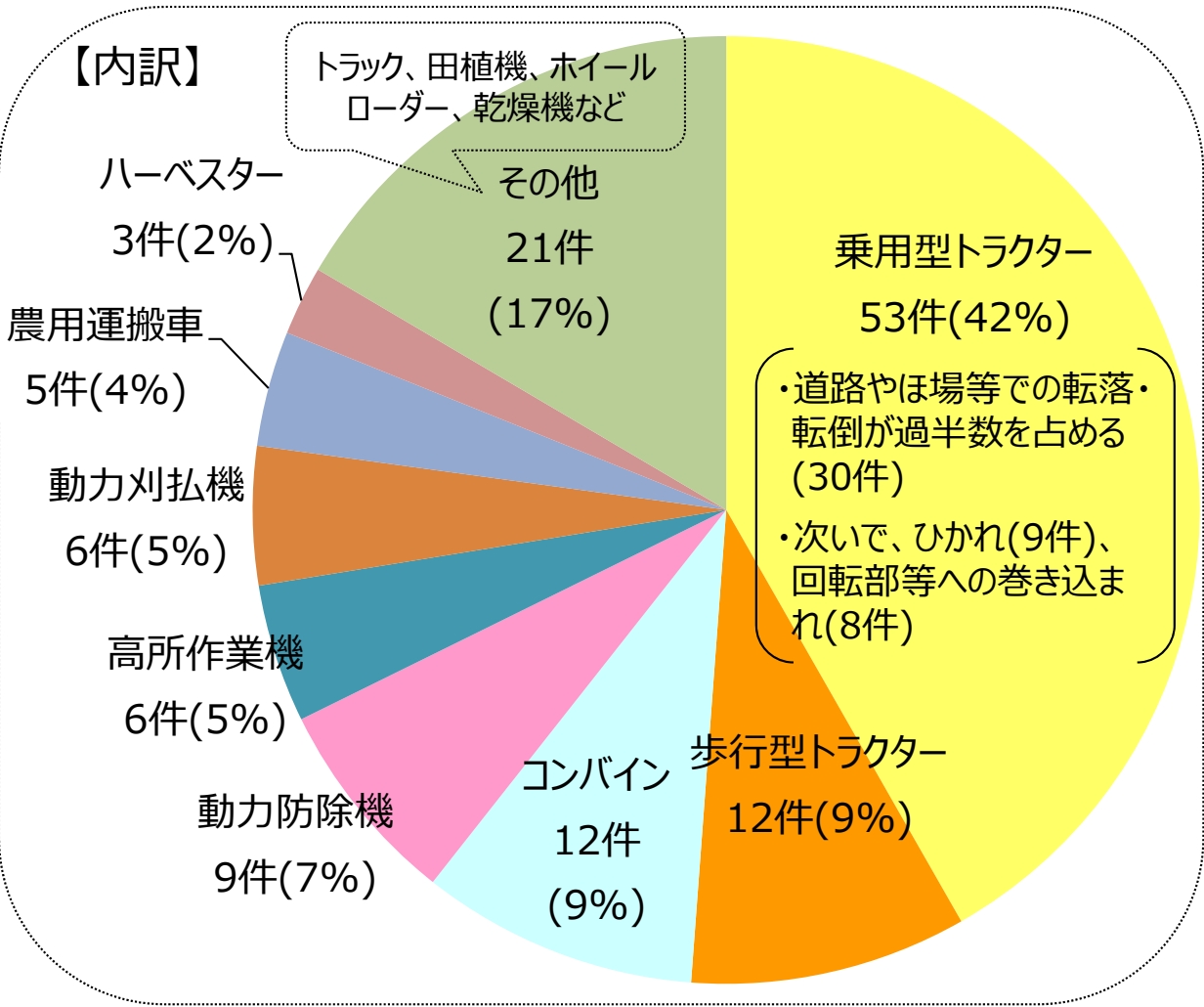
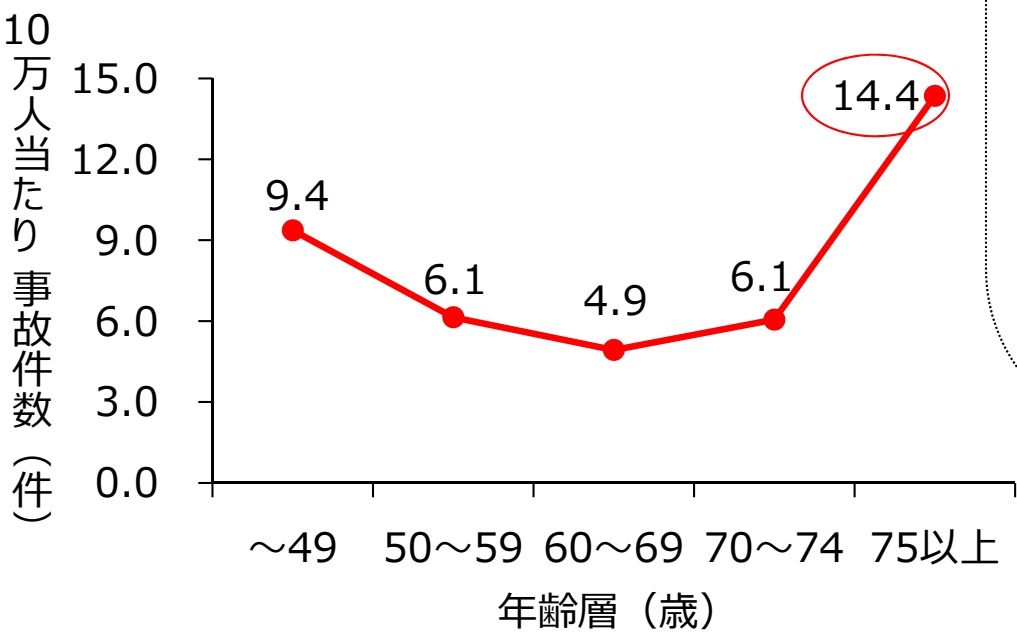
死亡事故の報告件数	101件 (前年同期:138件)
負傷事故等の報告件数	53件 (前年同期:99件)

・負傷事故等の報告が少ない（把握に限界）
・農業機械メーカーからの報告は全体(新聞情報を除く)の2割に過ぎないが、負傷事故等の報告は4割を占め、機械に関する情報も把握
⇒都道府県と農業機械メーカーが連携して調査を行うことで、限られた情報の深掘りが可能になるのではないか

農作業事故情報の報告状況（平成30年発生分）（2）

＜報告された農作業事故情報の概略＞

農業機械作業に係る事故	127件 (82.5%)
農業用施設作業に係る事故	4件 (2.6%)
上記以外の事故	23件 (14.9%)



➡ 農研機構農業技術革新工学研究センターにおいて、「農作業事故詳細調査・分析アドバイザー会議」の助言を頂きつつ分析の上、得られた知見を今後の推進会議において報告。

平成31年農作業安全確認運動の取組方針

＜平成31年のテーマ＞ **まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全**
（昨年度と同様：“気をつけよう”⇒具体的な行動による安全確保を促したい）

＜運動期間＞ **春**：平成31年 3月1日～5月31日（3ヶ月間）
秋：平成31年 9月1日～10月31日（2ヶ月間）

＜参画団体＞ 地方公共団体、J A、農業機械メーカー、その他農業関係団体など662団体
（平成31年 1月時点）

主な取組内容

- G A P（農業生産工程管理）の周知・実践の促進
- 農畜産業者やその家族への啓発資材を活用した「声かけ」（注意喚起）
特に、全国的に乗車中の事故が多いトラクターに関しては、乗車時のシートベルト、ヘルメット着用の声かけを統一的に実施
- 回覧板や広報誌など、様々なツールを用いた情報伝達
- 農畜産業者等が集まる様々な機会を捉え、農作業安全に関する話題を取り上げ、安全意識の向上を図る（+（プラス）安全）
- 地域の実態を踏まえた労災保険特別加入制度の周知・加入促進



警察庁、JA共済連との共同制作チラシ

トラクターの点検啓発チラシ

平成31年農作業安全確認運動の取組方針 ～より実効性のあるものにするために～

＜特にお願いしたいこと＞

○参加団体共通

⇒**ステッカーの有効利用を！**
（現場に出向いても、ステッカーが貼られた農業機械を見かけるケースが少ない）

○地方公共団体、JA系統（単協）

⇒**一人でも多くの農業者に情報を届ける努力を！**
（農業者に話を聞くと、農作業安全に関する情報を初めて聞いたという方が多い印象）

○都道府県、JA系統（都道府県レベル）

⇒**労災保険特別加入制度の加入に必要な地域の体制構築を！**
（特に、加入体制が都道府県単位で構築されていない箇所）

○農業機械メーカー、販売店

⇒**農業機械の点検、修理の際に、事故情報など農作業安全に関する話題提供を！**

⇒**生産局長通知に基づく農作業中の事故情報の提供依頼について、積極的に協力を！**



ステッカーを57万枚作成・配布

参加団体の取組実績を農林水産省HPに掲載していますので、必要に応じて他の団体の取組も参考にしてください。

特別加入団体一覧(厚生労働省への聞き取り)を農林水産省HPに掲載していますので、どの地域でも気軽に加入できる状況になっているか確認する際の参考にしてください。

都道府県段階の農作業安全に関する協議会に参画いただくことで、関係機関との情報共有、連携も可能になります。

(参考) 労災保険特別加入制度の周知・加入促進について

<平成30年の取組実績及び今後の取組予定>

厚生労働省

- ・ 年度更新時や労働保険適用促進強化月間（平成30年は11月）、個別事業場に対する訪問指導の機会を捉えた特別加入制度の周知等を実施。また、関係団体等の各種会議、研修においても、特別加入制度の周知を併せて実施。

農林水産省

- ・ 厚生労働省と共同作成したパンフレットを更新し、制度の見直しと併せて都道府県へ周知（農作業安全担当、普及担当）。
- ・ ごく一部の地域の農業者しか事実上加入できる状況にないと思われる県に対し、個別に働きかけ。

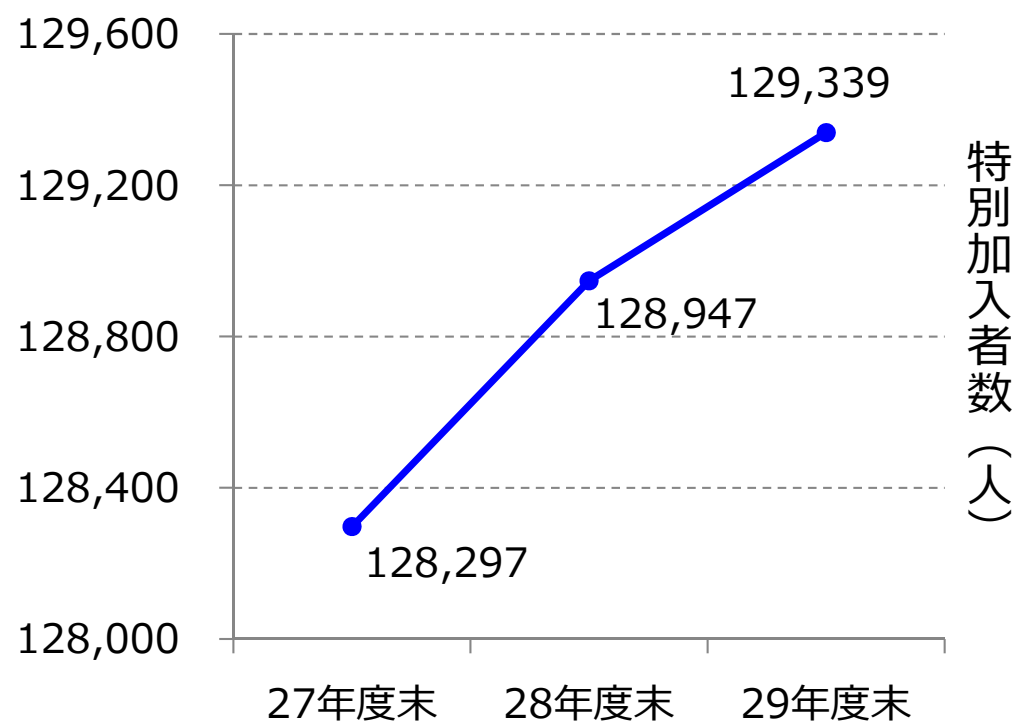
⇒これを踏まえ、既存の特別加入団体（他産業が主体）を活用し、県全域の農業者に周知可能な加入フローを検討している箇所も。



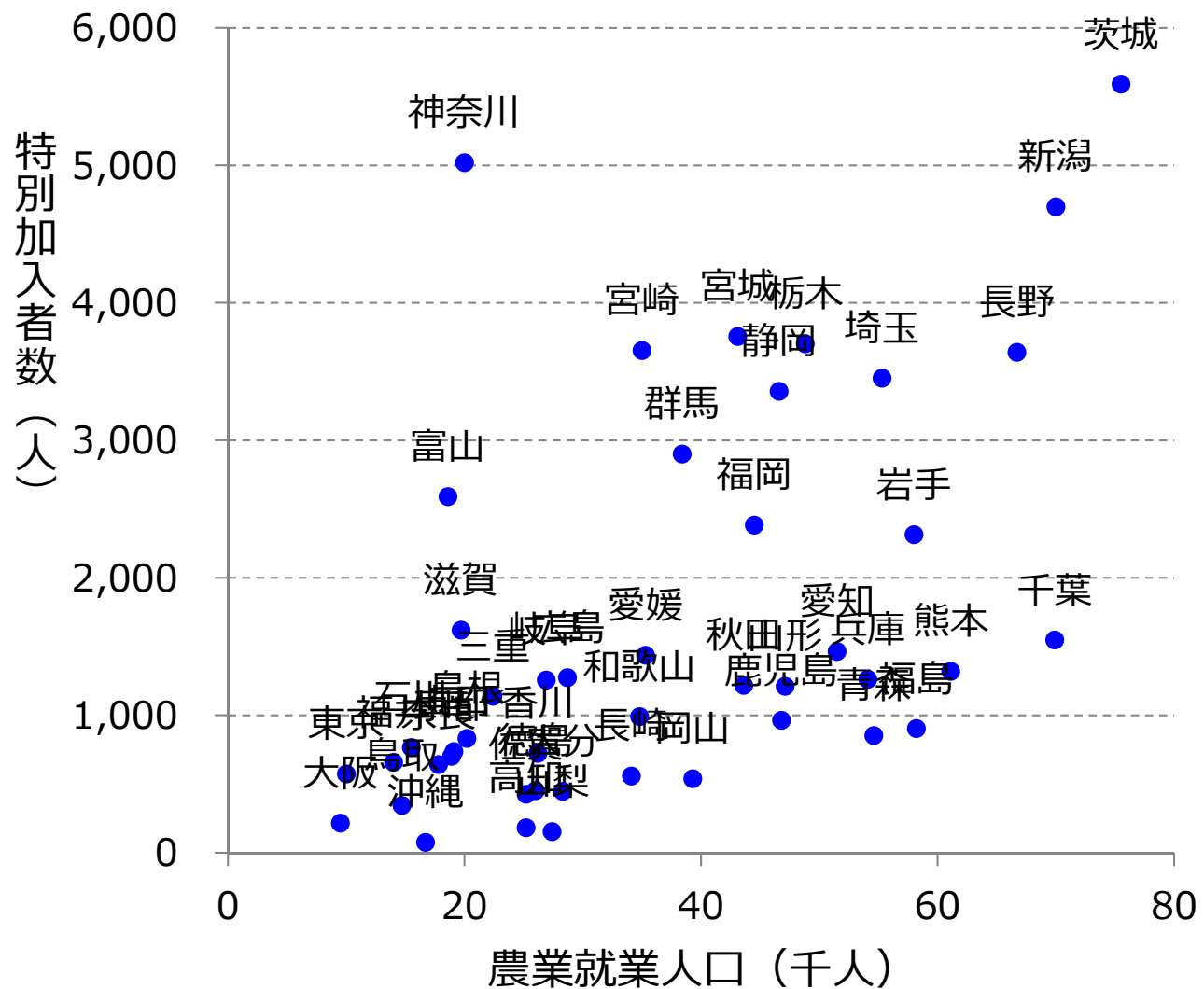
厚生労働省と共同作成した
パンフレット

(参考) 労災保険特別加入制度の周知・加入促進について

特別加入者数（農業）の直近の推移

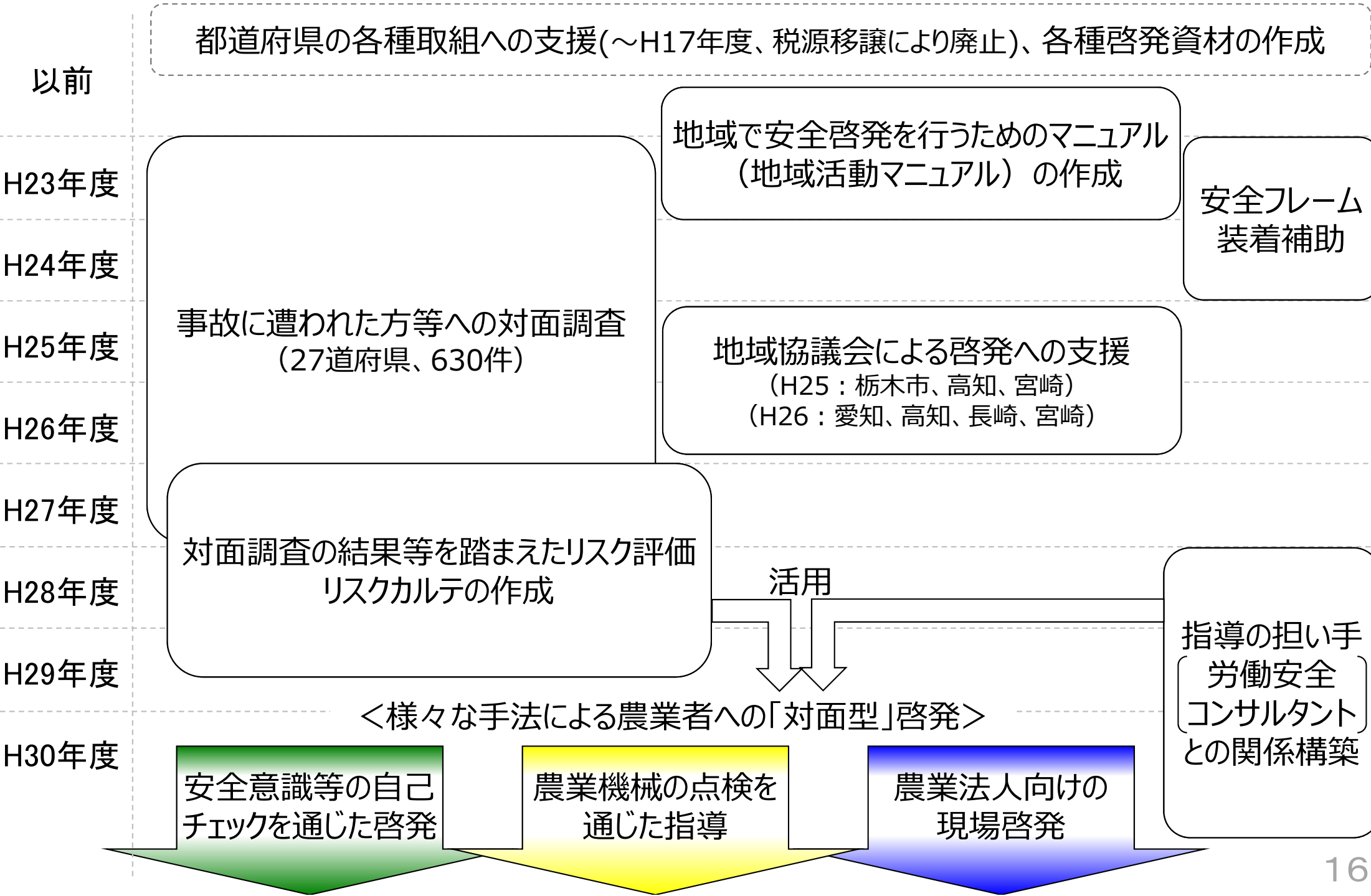


都府県別の農業就業人口と特別加入者数



〔特別加入者数：平成29年度労働者災害補償保険事業年報（平成29年度末時点）
農業就業人口：平成30年農業構造動態調査（平成30年2月1日現在）〕

農作業安全総合対策推進事業の御紹介（１） 事業の変遷



安全意識等の自己チェックを通じた啓発（健診の場を活用）

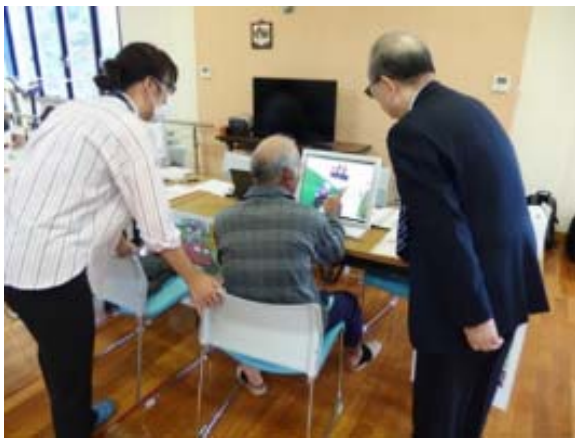
◎茨城県鉾田市（於：鉾田市鉾田保健センター）

- ・事前に鉾田市の方で実施者を打診いただき、実施いただく農業者にはあらかじめ当事業の取組内容を説明。
- ・待機時間が長ならないよう、30分毎の時間枠を設けて、各時間枠に来訪するよう対象者を調整。
- ・確実に実施されるよう、一連の健康診断の流れの中に組み込む形で実施。当日は鉾田市の職員から適宜実施スペースまで誘導していただいた。

⇒計20名の方に実施。



＜実施状況＞



（鉾田市職員の方とともに農作業安全リスクカルテを体験）

◎山形県寒河江市（於：山形県成人病検査センター）

- ・事前に市の内部で調整いただき、農業者が多いと思われる地区の健診割当日の中から4日間実施。
- ・2名が同時に行えるスペースをお借りし、健診を終了した農業者にセンター職員から声をかけていただいた。

⇒計69名の方に実施。



＜実施状況＞



＜有効視野の計測＞



（結果を説明し、普段の農作業で気をつける点を考えていただく）

健診の場のほか、農業機械の展示会や多面的機能支払の活動組織の場（後述）においても実施。

⇒関心の有無にかかわらず、農業者の方が自然に集まる様々な機会を活用することが重要！ 17

農業機械の点検を通じた指導

- ・高齢農業者が所有する農業機械を点検し、その結果を踏まえ、安全な使用の観点から指導。
また、その機会を活用し啓発資材を配布。
- ・H30年度は、16府県において約1,000台を目標に実施中。



＜高齢農業者が所有するトラクターを農業機械士が点検＞



＜安全に対する意識等を聞き取りつつ、点検結果を踏まえ助言＞

◎ 点検において不備が目立った箇所 （トラクター：事業主体への聞き取り）



PTO軸のカバーが外れ、回転部が露出した状態に



タイヤのラグの摩耗、空気圧の不足

- その他、
- ・灯火類が外れている。
 - ・安全フレームが切除されている
 - ・格納庫の中でブレーキが連結されていない など

（２）、（３）の２つを組み合わせた取組

- 【対象】多面的機能支払交付金の活動組織（集落）の
代表者 16人（新潟県見附市）
- 【連携】（一社）農村振興センターみつけ
- 【指導】労働安全コンサルタント、農業機械士 他

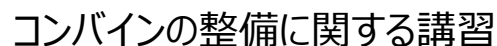
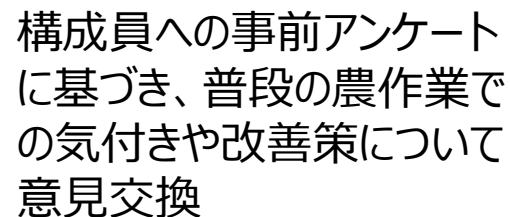
- ◎興味の有無にかかわらず、地域の農業者の方が
集まる場
- ◎直接、コミュニケーションが図ることができる人数
- ◎農業者の方がうんざりしないよう留意した時間・
内容

時間	内容	対応者
50分	（室内） 農作業事故の発生状況と労働安全について ※この間に屋外で持ってきていただいた農業機械を点検	労働安全コンサルタント 他 農業機械士
40分	（屋外） 農業機械（トラクター・刈払機）の点検結果と正しい使用方法の説明	農業機械士
30分	（室内） ・これまでに経験したヒヤリ・ハット等に関する意見交換 ・（並行して）「リスクカルテ」の体験（安全意識等の確認）	労働安全コンサルタント 他 事業主体



農研機構 農業技術革新工学研究センター研究員

- ・2つの機械化組合が核となり法人設立。
- ・経営面積は55.5haで、米・麦・新規需要米を栽培。
- ・構成員は23名、オペレーターは6名で、トラクタ・田植機・コンバインを共同利用。



私の農作業安全宣言

チェックシート
 農事組合法人 山王

☐ 共同所有の機械は、オペレーターの技術の向上が図られ、上手に操作している。
☐ 整備の徹底により、経費（特に修繕費）を削減できている。
（代表理事の言葉より）

➤ これらを踏まえ、一層の農作業安全を推進するため、以下の事項に取り組む。

畦の乗り越え、置場の出入り口では転倒の恐れがある。

☐ 【対策】：

1. 農業機械は重心が高く、転倒しやすいので、畦の乗り越えや出入り口等は直角に、低速で進入する。
2. 機械からの転落防止のため、トラクターでは必ずシートベルトを着用する。



停車時にエンジンを回したままだと、駆動輪やチェーン・ベルト等に巻き込まれる恐れがある。

☐ 【対策】：

1. 機械から降りるときは必ずエンジンを切る。
2. 必ずカバーをつける。
3. 巻き込まれにくい服装を心がける。



機械を動かすとき、人をひいたり、巻き込んだりする恐れがある。

☐ 【対策】：エンジンをかけるときや機械を動かすときは、必ずクラクション等で合図し、確認作業を行う。



次世代を担う人に、より安全で、効率的な作業ができるようにすることが課題である。

☐ 【対策】：計画的作業と農作業安全の推進、技術の伝承による働きやすい職場作りを目指す。



「もう少しやりたい」という気持ちが、「あせり」を招き、事故原因をつくる恐れがある。

☐ 【対策】：作業を無理なく計画的に実施するために、始業前に作業の内容を確認する。



この結果を踏まえ、「私の農作業安全宣言」を作成。
⇒組織内のルールとして定着を図る。

指導の担い手に対する研修・情報提供

主に他産業で活躍されている労働安全衛生コンサルタントを対象に、農研機構農業技術革新工学研究センターが講師となって実施。



グループ討議



座学研修



実機を用いた研修

これまでに受講した労働安全衛生コンサルタントの方々（H30.12時点で192名）を農林水産省HPに掲載（事業主体HPへのリンク）していますので、労働安全に関する講演依頼等にも活用ください。

＜対策のポイント＞

より実効性のある農作業安全対策を推進するため、**高齢農業者等への安全指導**や都道府県段階での**事故情報の分析等**の取組を支援します。

＜政策目標＞

農作業事故による死亡者数を15%減少〔平成35年（平成30年比）〕

＜事業の内容＞

1. 高齢農業者へのきめ細やかな安全指導

① 安全意識等の自己チェックを通じた啓発

農業者が集まる様々な機会を捉え、安全意識や身体機能（反応速度等）を確認し、その結果を踏まえ、農作業において安全面で心がける点を自ら考えてもらう取組を支援します。

② 農業機械の点検を通じた指導

農業者が所有する農業機械を点検し、その結果を踏まえ、安全な使用の観点から指導する取組を支援します。

③ 記録映像を用いた農業機械の運転操作等に関する指導（新規）

農業者や農業機械にカメラ等の記録装置を装着し、記録した運転時の映像を見せながら運転時の注意喚起を行う等の取組を支援します。

④ 指導の担い手に対する研修・情報提供

上記①～③及び2の取組を効果的に行うため、労働安全の専門家等、指導の担い手となる方々に事故情報等に係る研修・情報提供を行う取組を支援します。

2. 農業法人への労働安全に関する指導

- 大型農業機械の操作・点検に関する指導や作業現場の改善指導等、農業法人向けの研修の取組を支援します。

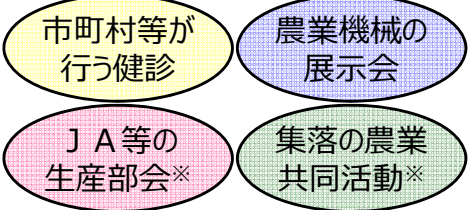
3. 都道府県段階での農作業事故情報の分析（新規）

- 農作業安全に係る都道府県段階の協議会において分析を行う場合、専門家の謝金や分析結果を基にした啓発資料の作成等に係る経費を支援します。

＜事業イメージ＞

＜1. ①＞

「農業者が集まる様々な機会」のイメージ



公開されたソフト等を用いて
安全意識等を確認



確認結果を踏まえ、
安全面で心がける点を
所定の用紙に記載

＜1. ②＞



農業機械に関する知識
を有する者が点検



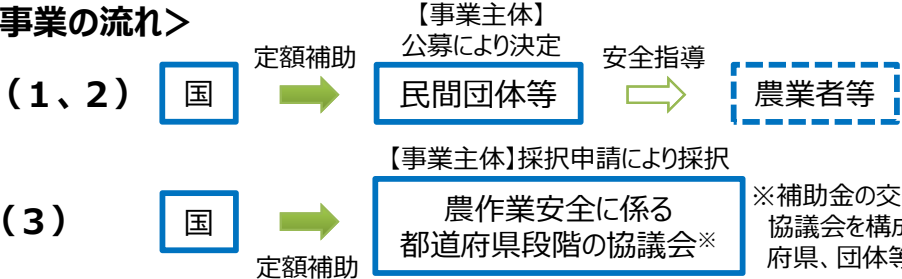
点検結果を踏まえ、
高齢農業者を指導

＜1. ③＞



記録装置を装着し、
運転中の映像を用いて注意喚起

＜事業の流れ＞

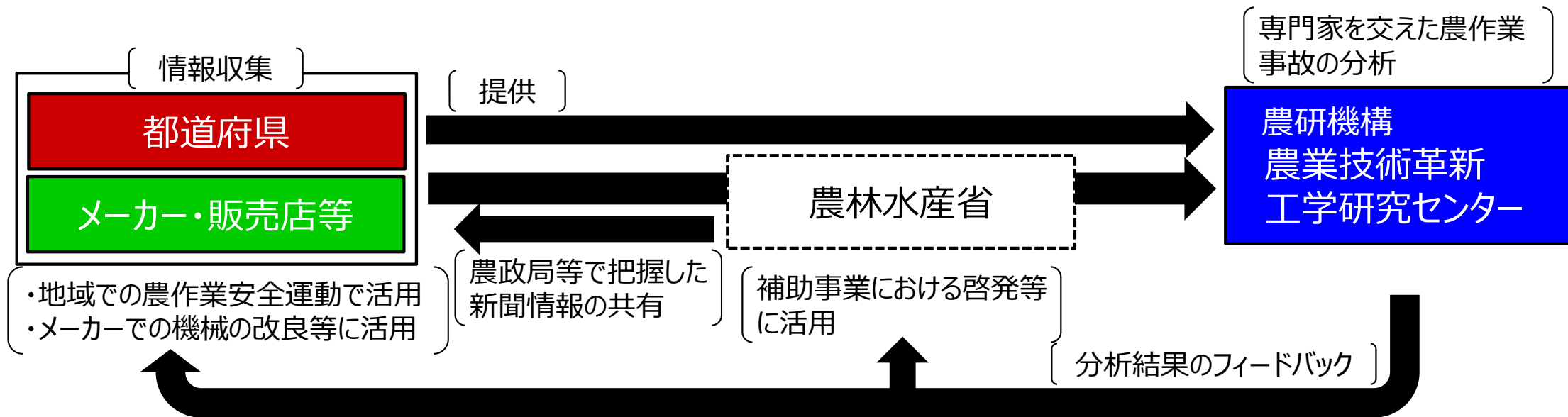


（1 都道府県当たり50万円を上限）

【お問い合わせ先】 生産局技術普及課（03-6744-2111）

（参考）農作業事故情報の収集、分析について

【生産局長通知（H29.1.4）に基づく枠組】



【JA共済の共済金支払データ】

